

○鳴沢村地下水資源保全条例  
平成27年3月10日  
条例第15号

鳴沢村地下水資源保護条例(昭和49年鳴沢村条例第7号)の全部を次のように改正する。

(目的)

第1条 この条例は、地形的、地質的に水資源に極めて乏しい本村において、水資源の保護と採取の適正化を図り、村民の健康で快適な生活環境を確保することと同時に、現在より遠い将来にわたり水資源の有効利用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地下水 事業用又は生活の用に供するため、井戸により採取する全ての地下水資源をいう。
- (2) 井戸 地下水を採取するための施設をいう。
- (3) 居住用井戸 鳴沢村に居住する者が日常生活の用に供する井戸をいう。
- (4) 地下水採取者 村内において第5条第1項及び第2項の規定による許可若しくは届出をし、又は同条第3項の規定による協議を経て井戸を設置した者並びに第10条及び第11条の規定により届出を行い地下水を採取している者をいう。
- (5) 循環型利用者 地下水採取者のうち、地下水を井戸のある場所で利用し、利用後の不用となった地下水についても浸透ます等の構造物により適切に地下浸透させる者をいう。

(地下水採取の制限)

第3条 地下水を採取し使用する場合は、使用量を最小限にとどめ地下水源の枯渇を防ぐとともに、みだりに井戸を掘り付近の水の枯渇、又は地盤沈下等の弊害を防止しなければならない。このため村は地下水資源の合理的な利用と開発の促進に努めるものとする。

(地下水採取者の責務)

- 第4条 地下水採取者は、地下水の採取に当たっては、常に地下水資源の保全と採取量の適正化に努めるとともに、村が実施する地下水の保全に係る施策に協力しなければならない。
- 2 地下水採取者は、鳴沢村地域防災計画等に基づき、災害時の飲料水の確保に協力する等、緊急時には村の施策に協力しなければならない。

(許可)

- 第5条 地下水を採取するため、井戸を掘ろうとする者で揚水機の吐出口の断面積(吐出口が2つ以上ある場合はその断面積の合計)が6平方センチメートルを超えるものを掘削する者は、あらかじめ村長の許可を受けなければならない。また、許可を受けた井戸の内容を変更する者も同様とする。ただし、第7条第1項の許可基準を満たしている居住用井戸については、この限りでない。
- 2 前項以外の井戸を掘削する場合、又は変更する場合は、村長に届け出なければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体が同項の規定に該当する行為をしようとするときで、村長が必要と認めたものについては、同項の許可を要しない。この場合において、当該国又は地方公共団体がその行為をしようとするときは、あらかじめ村長に協議しなければならない。

(許可申請)

第6条 前条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、工事を施行する日の30日前までに、村長に申請書を提出しなければならない。

(許可基準)

- 第7条 村長は、前条の申請があったときは当該申請に係る井戸が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、第5条第1項の許可をしてはならない。
- (1) 他の水をもって代えることが困難なこと。
  - (2) 隣接する既設井戸に支障を及ぼさないこと。
  - (3) 地下水の合理的な利用に支障がないと認められること。
  - (4) 地下水を申請の用途に供することが必要かつ適当と認められること。
  - (5) 排水の措置が十分講じられていること。
  - (6) 量水器が設置されていること。
  - (7) 水位測定器が設置されていること。
  - (8) その他村長が必要と認める事項
- 2 地下水採取者は、市町村境界付近で地下水を採取する場合、関係自治体と協議を行うものとする。
- 3 村長は、第1項の基準に適合し、かつ、地下水の採取量が日量500立方メートルを超える場合は、規則で定める基準に適合しなければ許可をしてはならない。ただし、公共用の場合は、この限りでない。

4 第5条第1項の許可には、条件を付することができる。

(完成の届出)

第8条 第5条第1項により許可を受けた井戸が完成したときは、その井戸を掘削した者は規則で定めるところにより、完成の日から15日以内に村長にその旨を届け出なければならない。

2 村長は、前項に規定する届出があったときは、検査を行うものとする。

(許可の有効期間等)

第9条 第5条第1項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して1年とする。

2 地下水採取者は、掘削の工事が災害その他やむを得ない理由により有効期間内に完了しないと見込まれるときは、その旨を村長に文書によって提出することにより、1回に限り、6箇月を限度としてその有効期間を更新することができる。

(変更の許可)

第10条 第5条第1項の許可を受けた者は、完成した井戸の内容について変更しようとするときは、規則で定めるところにより、30日前までに村長の許可を受けなければならない。

2 前項の場合においては、第7条から前条までの規定を準用する。

3 第5条第1項の許可を受けた者は、その氏名若しくは名称又は住所等に変更があった場合は、規則に定めるところにより、その日から30日以内にその旨を村長に届け出なければならない。

(承継)

第11条 第5条第1項の許可を受けた者からその土地を譲り受け、又は借り受けた者は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 第5条第1項の許可を受けた者について相続、合併又は分割(その許可に係る井戸を承継する場合に限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該井戸を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

3 前2項の規定により許可に基づく地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その日から30日以内にその旨を村長に届け出なければならない。

(廃止)

第12条 第5条第1項の許可を受けた井戸を掘削した者が、その井戸を廃止したときは、直ちに原状回復し、規則で定めるところにより、その日から30日以内にその旨を村長に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第13条 村長は、偽りその他不正な手段により許可を受けた者又は第7条第1項の基準に違反した井戸を掘削した者若しくは変更した者に対して、第5条第1項の許可を取り消すことができる。

2 村長は、偽りその他不正な手段により第10条第1項の変更許可を受けた者に対してその許可を取り消すことができる。また同項の変更の許可を取り消された井戸について第24条第1項第6号による原状回復命令に従わない場合は第5条第1項の許可を取り消すことができる。

(審議会)

第14条 地下水の保全に関する重要事項を調査審議するため、鳴沢村地下水資源保全審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第15条 審議会は、この条例に規定されているもののほか、地下水の保全について、村長の諮問に応じて調査審議するものとする。

(組織)

第16条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、議会議員、学識経験を有する者からそれぞれ村長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第17条 審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第18条 審議会は、必要に応じ村長が招集する。ただし、定数の半数以上の委員から審議会招集の請求があったときは、村長はこれを招集しなければならない。

- 2 審議会の会議は、会長が議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出及び立入調査)

第19条 村長は、この条例の施行に必要な限度において地下水採取者から井戸に関する資料を提出させ、又は当該職員に対し他人の土地に立ち入らせ、当該土地において行われている行為の状況を調査させることができる。

- 2 前項の場合において、職員はその身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 日量100立方メートル以上の地下水採取者又は地下水採取者のうち、日量100立方メートル未満であっても循環型利用者でない者は、規則で定めるところにより地下水の採取量及び水位を測定し、記録し、その結果を村長に報告しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合において、村長の承認を受けたときは、当該測定及び記録を行わないことができる。

(指導又は勧告)

第20条 村長は、水資源の保全上必要があると認めるとき、又は地下水の枯渇が著しく公共用の水道水源等に影響があると認められるときは、地下水採取者に対して相当の期間を定め、取水量の制限その他地下水源の保全上必要な指導又は勧告を行うことができる。

(措置命令)

第21条 村長は、前条の規定による指導又は勧告を受けた者が定められた期限内に必要な措置を行わないときは、期限を定めて同条の規定による措置を行うべきことを命令することができる。

(措置の届出)

第22条 第20条の指導又は勧告若しくは前条の規定による命令を受けた者が当該指導又は勧告若しくは命令に基づく措置をとったときは、7日以内に村長に届け出て、当該事項についてその検査を受けなければならない。

(停止命令)

第23条 村長は、第21条の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わないときは必要な限度において地下水採取の一時停止を命令することができる。

(原状回復命令)

第24条 村長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、期限を定めて必要な限度において原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合には、これにかわるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

- (1) 第5条第1項第1文の許可を受けずに井戸を掘削した者
- (2) 第5条第1項第2文の許可を受けずに井戸を変更した者
- (3) 第5条第2項の届出をせずに井戸を掘削又は変更した者
- (4) 第7条第4項の規定により付した条件に違反した者
- (5) 第10条第1項の許可を受けずに井戸を変更した者
- (6) 第13条第1項又は第2項の規定により許可を取り消された者

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第21条又は第23条の命令に従わなかった者
- (2) 第24条の命令に違反して、原状回復又は原状回復にかわるべき必要な措置をとらなかった者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条第1項又は第10条第1項の規定に違反した者
- (2) 第5条第2項、第8条第1項、第10条第3項、第11条第3項及び第12条の規定による届出をしなかった者又は虚偽の届出をした者
- (3) 第13条に規定する偽りその他不正な手段により許可を受けた者
- (4) 第19条第1項の規定に違反して資料の提出又は立入検査を拒み、妨げ又は忌避した者
- (5) 第19条第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(両罰規定)

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

## 附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、改正前の鳴沢村地下水資源保護条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 附則(平成27年条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、改正前の鳴沢村地下水資源保護条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。